

## 府省令に対する本市の考え方（案）

## 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

「家庭的保育者」の資格を「保育士、保健師、看護師のいずれかの資格又は免許を有する者」または市長が特に必要と認める場合において「これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」に限定（家庭的保育事業、小規模保育事業（C型）、居宅訪問型保育事業）

内容	市基準案の考え方	省令基準
	<p>【家庭的保育事業】</p> <p>①家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者を置かなければならないこととする。</p> <p>②家庭的保育者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育士、保健師、看護師のいずれかの資格もしくは免許を有する者</u>または<u>市長が特に必要と認める場合においてこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者</u></li> <li>・市長が行う研修（中略）を修了した者</li> </ul>	<p>【家庭的保育事業】</p> <p>第23条第1項 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者（中略）を置かなければならない。（以下略）</p> <p>第23条第2項 家庭的保育者（法（注：児童福祉法）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者（中略））は、市町村長が行う研修（中略）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者（中略）とする。</p>
	<p>【小規模保育事業（C型）】</p> <p>①小規模保育事業（C型）を行う場所には、家庭的保育者を置かなければならないこととする。</p> <p>②家庭的保育者は、家庭的保育事業における「家庭的保育者」と同義とする。</p>	<p>【小規模保育事業（C型）】</p> <p>第34条第1項 小規模保育事業所（C型）には、家庭的保育者（中略）を置かなければならない。（以下略）</p>
	<p>【居宅訪問型保育事業】</p> <p>①居宅訪問型保育は、家庭的保育者が提供するものとする。</p> <p>②家庭的保育者は、家庭的保育事業における「家庭的保育者」と同義とする。</p>	<p>【居宅訪問型保育事業】</p> <p>第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳から2歳までの乳幼児の保育が対象となる事業であり、保育の専門職である保育士資格を有する者の配置が望ましい</li> <li>・乳幼児の体調急変時に、医学的知識から対応可能な保健師若しくは看護師免許を有する者の配置も有用である</li> <li>・居宅訪問型保育事業は、障がい、疾病等の程度により集団保育が困難な乳幼児に対応する保育を提供することを念頭に置いた事業である</li> <li>・小規模保育事業（C型）は、家庭的保育事業と事業の実施場所に差異を設けた類型であり、家庭的保育事業に準じた取扱いとすることが適切である （参考）認可保育所、小規模保育事業（A型）及び（B型）における職員の資格基準では、保健師又は看護師を保育士とみなすことが可能である</li> </ul>	

## 2 府省令基準に追加する基準について

次の3基準について、いずれも加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）の趣旨に則り、暴力団排除に関する規定を追加

◆加古川市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

◆加古川市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

◆加古川市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

内容	加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する「暴力団」及び「暴力団員」を、各事業を行う事業者から排除しようとするもの
理由	平成24年に制定された上記条例では、市民、事業者及び市が一体となって暴力団の排除を推進していくこととしており、このたび制定する基準において、上記条例の理念を具体化し、暴力団の参入・影響を排除することで、保護者及び子どもが安心して利用できる環境を整備する必要がある。